

v24

「社会福祉法人の認可について」

平成3年3月30日 社庶第97号
 各都道府県民生主管部(局)長宛
 厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉
 課長／厚生省保健医療局精神保健課長／
 厚生省社会局庶務課長／厚生省児童家庭
 局企画課長

標記については、昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」により通知されているところであるが、今般、老人福祉法等の一部を改正する法律（平成2年法律第58号）の成立及び関係政省令の改正に伴い、本日付け社庶第96号厚生省大臣官房老人保健福祉部長・保健医療局長・社会局長・児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」によりその一部を改めることが通知されたところである。これに伴いその取扱いの細部について定めた昭和62年2月4日社庶第23号各都道府県民生主管部

(局)長あて厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」の「別添社会福祉法人審査要領」の一部を下記のように改正することとし、平成3年4月1日から施行することとしたので、今後社会福祉法人に係る認可及びその指導について遺憾のないようされたい。

記

別添 社会福祉法人審査要領の一部を次のように改めること。

(以下 略)

「社会福祉法人の認可について（課長通知）」新旧対照表

現 行	改 正 後
社会福祉法人の認可について 別添 社会福祉法人審査要領 第1 社会福祉法人の行う事業 1 社会福祉事業 (1) 市町村社会福祉協議会が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。 ア～オ (略) カ 当該市町村の区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を経営する者の全部が参加することを原則とすること。 キ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行つていること。	社会福祉法人の認可について 別添 社会福祉法人審査要領 第1 社会福祉法人の行う事業 1 社会福祉事業 (1) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（ <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20に規定する区の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。</u> ）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。 ア～オ (略) カ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を経営する者の全部が参加することを原則とすること。 キ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行つていること。

(2) 社会福祉協議会が、入所させることを目的とする社会福祉施設の経営を行うことは、その本来の事業を実施するうえで必ずしも好ましくないが、他に適当な経営主体がない場合で経営が長期にわたらない場合には差し支えないこと。

なお、児童館、老人福祉センター、身体障害者福祉センター等主として当該地域の住民を対象に通所させて行う地域性の濃厚な事業については、これを行って差し支えないこと。

(3) 地方公共団体の設立した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、附帯的公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 附帯的公益事業

(1) 附帯的公益事業は、当該法人の行う社会福祉事業の附随的なものでなければならないこと。従って、次のようなものは認められないこと。

ア 当該事業の規模が過大であって、当該事業が、当該法人の主たる目的と見られるようなもの

イ 当該法人の行う社会福祉事業と全く関連のないもの

(2) 次のような場合は附帯的公益事業であること。

ア 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業

イ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるため会館等を経営する場合

なお、営利事業を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

ウ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等老人福祉施設を経営する法人が、有料老人ホーム、老人憩の家等を経営する事業を行う場合及びシルバー大学等の事業を行う場合

エ 身体障害者療護施設、身体障害者授産施設等身体障害者更正援護施設を経営する法人が、身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業を行う場合及び手話通訳者養成・派遣事業等を行う場合

オ 保育所、養護施設等児童福祉施設を経営する法人が、おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業を行う場合

(2) 社会福祉協議会が、入所させることを目的とする社会福祉施設の経営を行うことは、その本来の事業を実施するうえで必ずしも好ましくないが、他に適当な経営主体がない場合で経営が長期にわたらない場合には差し支えないこと。

なお、児童館、老人福祉センター、身体障害者福祉センター等主として当該地域の住民を対象に通所させて行う地域性の濃厚な事業については、これを行って差し支えないこと。

(3) 地方公共団体の設立した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること。

(1) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業

(2) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利事業を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

(3) 老人保健施設（無料又は低額な費用で利用させるものを除く。）、有料老人ホーム、老人憩の家等を経営する事業及びいわゆる老人大学校等を経営する事業

(4) 身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業

(5) おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業

(6) 精神障害者向け生活施設、共同住宅等を経営する事業

(7) 保母養成所及び社会福祉士・介護福祉士養成施設の経営、手話通訳者養成・派遣を行う事業及び社会福祉事業従事者等に対し研修を行う事業

3 収益事業

(1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア (略)

イ たまたま適当な興業の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ (略)

(2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ・ウ (略)

(3)~(5) (略)

第2 法人の資産

(1) (略)

(2) 社会福祉・医療事業団等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

(3) 法人を設立する場合にあつては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

(4)・(5) (略)

第3 法人の組織運営

(1) 次のような者は、「社会福祉事業について知識経験を有する者」であること。

ア~ウ (略)

エ 法人等社会福祉事業を行う団体の役職員

オ・カ

(2) (略)

(8) 専用の設備を使用して、地域の援護を要する者に対して無償又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業

なお、社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して同様の事業を行う場合は、特に定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えないこと。

3 収益事業

(1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア (略)

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ (略)

(2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ・ウ (略)

(3)~(5) (略)

第2 法人の資産

(1) (略)

(2) 社会福祉・医療事業団等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

(3) 法人を設立する場合にあつては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

(4)・(5) (略)

第3 法人の組織運営

(1) 次のような者は、「社会福祉事業について知識経験を有する者」であること。

ア~ウ (略)

エ 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

オ・カ

(2) (略)